

公益社団法人沖縄県看護協会委員会委員の選定過程について

【委員会の設置】

定款第 44 条（職能委員会以外の委員会）

この定款および定款細則に定めるもののほか、本会の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により委員会を設置することができる。

3 委員会の委員は、理事会においてこれを選任する。

4 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

【委員の任期に関する規定】

定款細則第 19 条（職能委員会）第 20 条（常任委員会）第 23 条（特別委員会）第 29 条（地区委員）及び委員会規程第 4 条

○特別委員会委員は任務が終了したときに理事会の決議により解散する

○職能委員会委員及び常任委員会委員並びに地区委員会委員の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

○委員のうち半数は偶数年次に、残りの半数は奇数年次に交替し再任を妨げない。

【委員の交代について】

委員の交代については、毎年度（12 月頃）交代予定の委員に関する確認を協会より文書で各委員長に依頼し、委員長から変更予定者、後任予定者について名簿を提出していただく。

